

制限付一般競争入札実施要領

令和8年度東大阪市3D都市モデルユースケース開発業務委託

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度東大阪市3D都市モデルユースケース開発業務委託

(2) 業務概要

本業務は、国土交通省が取り組む「Project PLATEAU」に参画し、令和6年度に整備された東大阪市の様々な都市活動データや施設情報等を統合する情報基盤として国土交通省が策定する標準仕様に準拠した3D都市モデルをもとに土砂災害に対するユースケースを実施し、まちづくりのデジタル・トランスフォーメーションを実現することを目的とする。

(3) 契約期間

契約日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

(4) 仕様書等

東大阪市ウェブサイト（入札・契約に関するお知らせ）へ掲載。

(5) 予定価格

事後公表

2 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市役所 5階

危機管理室

(2) 日時 令和8年7月27日（月）

※ 同日中に、東大阪市ウェブサイト（入札・契約に関するお知らせ）にも掲載する。

3 入札参加条件

(1) 入札参加表明時において、本業務に必要とされる要件は次のとおりとし、共同企業体は認めない。

- ① 令和8・9・10年度本市入札参加有資格者名簿（測量・コンサルタント業務）令和8年5月1日に登録されていること
- ② 東大阪市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を受けていない者
- ③ 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外等を受けていない者
- ④ 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱別表第1に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当していない者

(2) 業務実績及び配置予定技術者に対する要件は、特記仕様書に記載のとおりとする。

4 スケジュール

項目	日程	手続の方法	詳細
質疑受付	令和8年7月27日（月）から令和8年8月3日（月）午後5時30分まで	危機管理室へメール	5を参照
入札参加資格審査申請	令和8年7月27日（月）から令和8年8月5日（水）午後5時30分まで	危機管理室へ持参（郵送可）	6を参照
入札参加の辞退	令和8年8月17日（月）正午まで	危機管理室へ辞退届を提出	6を参照
入札及び開札	令和8年8月18日（火）午前10時	別館2階 入札室	7を参照

5 質疑受付について

入札参加を希望するものが質疑を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しない上で、質疑書（様式5）（ウェブサイトからダウンロードすることができる。）により危機管理室までメール(kikikanri@city.higashiosaka.lg.jp)にて令和8年8月3日（月）午後5時30分までに送信すること。

なお、質疑に対する回答については、令和8年8月4日（火）までに東大阪市ウェブサイト（入札・契約に関するお知らせ）において掲載するものとする。

※入札・契約情報(<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/19-3-1-4-0.html>)

6 入札参加資格審査申請に関する事項

（1）入札参加資格審査申請の必要書類について

入札参加を希望するものは、次の書類を提出し、入札参加の資格審査を受けなければならない。

番号	書類の名称	様式
1	入札参加申請書	様式1 ※押印の省略が可能
2	受付票	様式2（会社名等を記入すること） ※受付確認後メールにて返信予定
3	業務実施体制書	様式3
4	配置予定技術者経歴書	様式4
5	業務実績書	任意
6	本市入札参加有資格者名簿への登録を証明する書類の写し	

※各様式につきましては、ウェブサイトからダウンロードしてください。

※様式1の押印を省略する場合は、真正性の担保が必要であるため「16 問合せ先」に記載の電話番号に事前に連絡をすること。

（2）入札参加申請書等の作成方法

入札参加申請書及びその他必要書類（以下、「入札参加申請書等」という。）は様式1から4まで及び業務実績書（A4判）に示されるとおりとする。

なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 入札参加申請書等の内容の留意事項

記載事項	内容に関する事項
業務実施体制	○本委託業務について、業務の「主たる部分」の再委託は認めない。 ○記載様式は様式3とする。
配置予定技術者の経歴等	○配置予定の各技術者について、経歴等を記載する。 ○記載様式は様式4とする。 ○各配置予定技術者の資格を証する書面の写しを添付すること。 ○各配置予定技術者の所属する組織との直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。
業務実績書	○要件を満たす業務の名称、発注機関及び実績等を記載する。 ○記載様式は任意とする。ただし、会社名は記入すること。 ○記載内容を証する書類（契約書の写し等）を添付すること。

(4) 入札参加資格審査申請の場所及び日時

- ① 申請場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所 5階 危機管理室
- ② 申請日時 令和8年7月27日（月）（公告掲示後）から令和8年8月5日（水）まで
（本市の閉庁日は除く。）の午前9時から正午まで及び午後0時45分から
午後5時30分まで（期限内必着）
- ③ 提出方法 持参又は発送記録が確認できる方法で送付すること。

(5) 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格審査申請に係る提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和8年8月6日（木）までに通知する。

(6) 入札参加資格を認めなかった理由の説明に関する事項

- ① 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができる。
- ② 前号の説明を求める場合は、令和8年8月7日（金）までに危機管理室まで書面を持参し提出し、又は発送記録が確認できる方法で送付しなければならない。
- ③ 説明の求めがあった時は、令和8年8月10日（月）までに書面により回答する。

(7) 入札参加の辞退

入札参加資格審査申請の書類を提出後、入札の参加を辞退する場合は、令和8年8月17日（月）正午までに電話にて危機管理室に連絡の上、入札辞退届を提出すること（様式については、入札参加確認通知書送付の際、同封する。）。

7 入札及び開札の場所及び日時等

- (1) 場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所 別館2階 入札室
- (2) 日時 令和8年8月18日（火）午前10時（時間厳守）
開札は、入札直後同室で入札者立会の下で行う。

8 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止となったもの
- (2) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外となったもの
- (3) 入札参加資格審査申請期間に申請しなかったもの
- (4) 入札に参加することが適正でないと決定されたもの

9 入札保証金に関する事項

東大阪市財務規則第96条第1項第2号の規定により免除する。

10 入札の無効に関する事項

東大阪市財務規則第102条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 入札の方法

- (1) 入札に遅刻又は無断で欠席した場合は、失格とする。
- (2) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を除いた合計金額を、算用数字を用いて記入し、金額の冒頭には必ず¥マークを記入すること。
- (3) 入札者は、入札済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
(入札書は、入札室に用意してある入札箱に投函すること。)
- (4) 入札用紙は必ず交付した規定の用紙に限ること。
(件名、金額、日付の間違い及び訂正、追記、挿入、押印洩れ等は、失格となるので注意すること。)
※入札書は入札参加確認通知書送付の際、同封する。
- (5) 代理人により届出されている使用印鑑以外の印鑑を用いて入札される場合は、入札時、委任状を提出しなければならない。委任状には次に掲げるものを記載し、届出されている使用印鑑及び入札時に代理人が使用する印鑑を押印すること（届出されている印鑑を入札書に押印される場合、委任状は不要です）。
 - ① 入札日及び件名
 - ② 届出の商号又は名称及び所在地
 - ③ 代表者又は受任者（支店等で届出されている場合）の職及び氏名
 - ④ 代理人の氏名

12 落札者決定方法

- (1) 落札者の決定は本市予定価格以内の最低金額をもって入札した者とする。
- (2) 予定価格以内での入札が無い場合は、入札不調とする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上の場合は、クジにより落札者を決定する。

13 契約事項

- (1) 落札決定後、東大阪市財務規則第111条の規定により契約書を作成する。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。（1,000円未満の金額は、1,000円に切り上げ。）ただし、東大阪市財務規則第117条第1号の規定に

より履行保証保険に加入する場合は免除とする。

1 4 支払事項

- (1) 業務完了後払い

1 5 その他

- (1) 地方自治法及び同法施行令、その他関係法令に則ること。
- (2) 東大阪市財務規則を遵守すること。
- (3) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。
- ① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の者
 - ③ 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
 - ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者
- (4) 入札参加申請書等及びその他必要書類の提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 入札参加申請書等及びその他必要書類に虚偽の記載をした場合は、提出された入札参加申請書等を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 参加者のうち、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなった場合、または本市の契約に係る指名停止を受けた場合は、提出された入札参加申請書等を無効とする。
- (7) 入札参加申請書等について提出期限を過ぎて提出された場合は、いかなる理由があろうとも失格とする。

1 6 問合せ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市危機管理室 （担当：松下）

・電話番号

06-4309-3130

・メールアドレス

kikikanri@city.higashiosaka.lg.jp

・危機管理室ウェブサイトアドレス

https://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/52-0-0-0-0_10.html